

## 業務委託認可申請書

事管発 第28-1号  
平成28年10月11日

経済産業大臣

世耕 弘成 殿

法人の名称 使用済燃料再処理機構

理事長 井上 茂 印

住 所 青森県青森市堤町2丁目1番7号

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第42条の規定に基づき、業務の委託の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

- 1 委託をしようとする相手方の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

- 2 委託をしようとする業務（以下「委託業務」という。）の内容

別紙のとおり

- 3 委託をすることを必要とする理由

別紙のとおり

(別紙)

委託をしようとする相手方の氏名又は名称及び住所	(名称) 日本原燃株式会社 (住所) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字沖付4番地108
委託をしようとする業務（以下「委託業務」という。）の内容	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第41条第1号の規定に基づく、以下(1)および(2)に関する業務。  (1) 使用済燃料の再処理に関する以下の業務 ・ 使用済燃料の再処理、再処理により発生する廃棄物質の処理・貯蔵管理、再処理施設の維持・管理、廃止措置  (2) 海外再処理（英仏）に伴い返還される高レベル廃棄物（ガラス固化体）に関する以下の業務 ・ 返還されるガラス固化体の廃棄物管理施設での受入・貯蔵管理、廃棄物管理施設の維持・管理、廃止措置
委託をすることを必要とする理由	・ 現在、我が国で上記2に関する再処理等の業務を実施している事業者は日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）のみであり、再処理等に係る技術、人材、設備等は日本原燃に集積されている。 ・ これらを散逸させることなく有効に活用することは、再処理等を適切かつ効率的に進める上で重要であり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく再処理事業指定、廃棄物管理事業許可を受けている者として、引き続き再処理等の実施に関する現業を担う日本原燃に対して、上記の業務を委託することが必要と考える。